

- ・不動産コンサルティングマスター (6) 2788号
- ・宅地建物取引業 県知事免許 (3) 6636号
- ・賃貸住宅管理業登録国土交通大臣(2) 第3068号
- ・ファイナンシャルプランニング技能士

《お得意様だけの不動産に関する情報レポート》

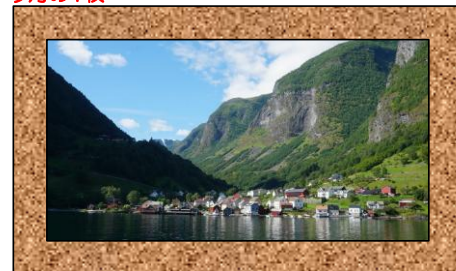
あなたの不動産コンシェルジュ

《何なりとご相談ください。》

☎027-324-3123(代)

<http://mitomok.com>

今月の1枚



ノルウェーソクネフィヨルド

相続法改正

長い梅雨が終わり、猛暑・酷暑。お見舞い申し上げます。熱中症にはくれぐれもご注意ください。さて今月のMDレポートは、民法の相続部分が大幅に改正され、皆様には、新設された配偶者居住権について、昨年の9月と11月号でレポートいたしました。(この改正が一番の目玉でした)しかし、その他にもいくつかの改正がありましたので、今月レポートいたします。

1 自筆証書遺言の方式緩和

(1) 自筆証書遺言の方式の緩和

自筆証書遺言の作成については、財産目録も含めて、全文自書する必要がありましたが、目録の部分についてのみパソコンでの作成や通帳のコピーの添付など、自書によらない書式が認められることとなりました。尚、本文については、自書が必要です。

(2) 遺言執行者の権限の明確化

遺言執行者が遺言執行者である事を示した行為は、相続人に対して直接その効力を生ずることを明確化した。

2 遺留分制度に関する見直し

(1) 遺留分減殺請求の効果

遺留分減殺請求によって当然に物権的效果が生じ、共有状態が生ずるという現行法の規律を見直し、遺留分に関する権利の行使によって遺留分侵害額に相当する金銭債権が生じる事とした。

(2) 支払期限の許与

遺留分権利者から金銭請求を受けた受遺者または受贈者が、金銭を直ちに準備できない場合は、受贈者等は裁判所に対し、金銭債務の全部または一部の支払につき期限の許与を求めることができる事とした。

3 相続の効力等に関する見直し

相続させる旨の遺言により承継された財産については、登記簿の対抗要件なくして第三者に対抗できるとされている現行法の規律を改め、法定相続分を超える権利の承継に関しては、対抗要件を備えなければ(相続登記を完了させる)第三者に対抗することができないとされた。これにより、遺言の有無や内容を知り得ない相続債権者・債務者等の利益、第三者の取引の安全が確保できることとなります。

法定相続分を超える部分は、所有権移転登記(相続登記)をしないと、第三者に対抗できない

4 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策

相続人以外の被相続人の親族が、被相続人の療養看護等を行ってきた場合には、一定の要件のもとで、相続人に対して金銭請求をすることができる事となりました。これにより、相続人でない為寄与分も認められなかった、被相続人の長男の妻などの介護等の貢献に報いることができる事となりました。(親族=6親等血族3親等姻族)
特別寄与料=「無償での労務提供」での「財産の維持増加」へ「特別の寄与」をした場合に限定

5 法務局における遺言者の保管等に関する法律の制定

作成した自筆証書遺言の遺言書を申請により法務局に保管してもらうことができ、保管されている遺言書については、家庭裁判所における検認は不要とする旨の民法の特別法が制定された。

交付の日 平成30年7月13日から1年以内 配偶者居住権・上記5は、交付から2年以内

1.(1)は、平成31年1月13日

付 相続預金の一定額まで遺産分割協議が整うまでの間に仮の払い戻しができる事となった。(2019.7.1~施行)

預貯金債権額の1/3に相続分を乗じた金額を上限(標準的な当面の必要性経費、平均的な葬式の費用の額等を勘案して金融機関ごとに法務省令で定める額=150万円)について、単独でその権利を行使することができる事となった。この払戻額は、遺産の一部分割によりこれを取得したものとみなす。家庭裁判所は、他の共同相続人の利益を害しない限り、生活費の支弁その他の事情により預貯金債権の全部又は一部をそのものに仮に取得させることができる。